

第1回 横浜市港北区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会 議事録	
日 時	令和7年12月11日（木） 午前10時00分から11時00分まで
開 催 場 所	港北区役所4階2号会議室
出 席 者	<p>【選定委員会委員】</p> <p>委員長 西田 ちゆき（法政大学現代福祉学部兼任講師） 委員 大森 幹雄（港北区保健活動推進員会会长） 加藤 修（港北区地区社会福祉協議会代表者） 坂田 裕子（坂田裕子税理士事務所税理士） 竹崎 理浩（港北区連合町内会代表者） 中原 圭介（港北事業者連絡会“ガンバ港北”会長（ケアマネ部会）） 羽場 和代（港北区主任児童委員連絡会代表者） 畠野 恵子（港北区民生委員児童委員協議会代表者）</p> <p>【事務局】</p> <p>港北区福祉保健課長 郷原 寛史 港北区福祉保健課事業企画担当係長 吉田 哲朗 港北区福祉保健課事業企画担当 木舟 里恵、丸山 希和子</p>
欠 席 者	なし
開 催 形 態	一部非公開（公募要項、評価基準等について非公開）（傍聴者なし）
議 題	<p>1 会議の公開・非公開について 2 公募要項について 3 評価基準等について</p>
決 定 事 項	<p>1 第1回及び第2回選定委員会審議事項のうち、次に関する部分を非公開とすることを決定。</p> <p> 第1回 議題「2 公募要項について」及び「3 評価基準等について」 第2回 応募団体の面接審査、指定管理者の候補者（以下「指定候補者」という。）の選定にすること</p> <p>2 指定管理者選定スケジュール及び公募要項等について、事務局案のとおり決定。</p> <p>3 評価基準、採点方法及び審査方法等について、事務局案のとおり決定。なお、事前審査にあたっては、各委員において書類審査を行うことを決定した。</p>
議 事	<p>1 委員会の公開・非公開について (事務局) 公開することにより適正な審査が阻害されることから、次の審議事項は非公開とする事務局案について説明。</p> <p>【第1回選定委員会】</p>

公募要項や評価基準等について審議することから、一般に公開することで、公募要項等の内容が公開前に漏洩してしまうことを防ぐため、議題「2 公募要項について」及び「3 評価基準等について」は非公開とする。

【第2回選定委員会】

応募団体独自のノウハウを回答いただく可能性があることから面接審査は非公開とし、また適正な審査を確保するため、指定候補者の選定に関する事についても非公開とする。

(委員長)

特に意見がなければ、事務局案のとおりでよろしいか。

(委員)

異議なし。

2 公募要項等について

(事務局)

指定管理者選定スケジュール、公募要項及び応募関係書類案の記載内容について、事務局案を説明。

(委員長)

特に意見がなければ、事務局案のとおりでよろしいか。

(委員)

異議なし。

3 評価基準について

(事務局)

資料に基づき、事務局案を説明

○評価基準

- ・公募要項 20 頁に記載のとおり。

○評価方法

- ・応募団体から提出された応募書類及び面接審査等を受けて、評価項目 1～6 の評価は 5 段階で評価を行い、各項目の評価結果にそれぞれ係数を乗じて、項目の評価点を算出する。
- ・評価項目 7 は 4 段階で評価を行い、係数を乗じて項目の評価点を算出する。
- ・評価項目 8 (1) は「0 点」又は「6 点」の 2 段階評価とし、(2) はアからウまでそれぞれ「0 点」又は「3 点」の 2 段階評価とする。
- ・評価項目 9 (1) は -10～15 点の任意の点数で採点を行い、(2) は「0 点」又は「-5 点」の 2 段階評価とする。
- ・財務状況の評価について、選定委員のうち財務に関する有識者は、健康

福祉局による外部評価の結果を参考にして評価を行い、その評価結果及びその評価を受けた理由を選定委員会で共有し、財務に関する有識者以外の選定委員は、その評価結果及びその評価を受けた理由を参考にして、各自評価を実施する。

○採点方法

- ・事前審査は、事務局より黒塗りした応募団体の応募書類及び審査票を送付し、書類審査を行い審査票へ仮の得点を記入のうえ、第2回委員会当日に持参いただくこととする。
- ・ヒアリングは、1団体につき団体からのプレゼンテーション10分と質疑応答20分の計30分とする。原則、団体名を伏せて行うこととするが、応募団体が1団体のみの場合は、団体名を明らかにすることも可とする。
- ・応募団体判明後、団体との利害関係がないことの確認を行い、利害関係が認められた場合、その委員は当該地域ケアプラザに応募した団体の面接審査及び選定は除斥する。

○最低制限基準の設定

- ・応募団体が1団体のみの場合でも、地域ケアプラザの運営の質を確保するため、最低制限基準を満たすことを必要とする。なお、第2回選定委員会の出席委員数に応じて次のとおり取り扱うこととする。

【第2回選定委員会の出席委員数が6人以上の場合】

- ・最低制限基準は、評価項目7～9を除く評価基準項目の合計点(満点295点)に、第2回選定委員会出席委員数から2人除いた委員数を乗じて算出した点数の60%とする。
- ・なお最低制限基準を満たしているかどうかは、第2回選定委員会出席委員のうち、評価項目7～9を含めて最高点をつけた委員及び最低点をつけた委員を除いた委員の、評価項目7～9を除いた採点を合計した点数で比較することとする。
- ・また、最高点をつけた委員が2人以上いる場合又は最低点をつけた委員が2人以上いる場合は、それぞれ1人分の配点のみを最低制限基準から除くこととする。

【第2回選定委員会の出席委員数が6人未満の場合】

- ・最低制限基準は、評価項目7～9を除く評価基準項目の合計点(満点295点)に、第2回選定委員会出席委員数を乗じて算出した点数の60%とする。

○得点について

【第2回選定委員会の出席委員数が6人以上の場合】

- ・各委員が評価基準項目に基づいて採点し、第2回選定委員会において最高点をつけた委員及び最低点をつけた委員を除く残りの委員の採点を合計した点数とする。
- ・なお最高点をつけた委員が2人以上いる場合又は最低点をつけた委員が2人以上いる場合は、それぞれ1人分の採点のみを合計点から除くこととする。

【第2回選定委員会の出席委員数が6人未満の場合】

- ・各委員が評価基準項目に基づいて採点し、各委員の採点を合計した点数とする。

○指定候補者等の決定

- ・選定委員会での得点が最も高い団体を「指定候補者」とし、次に高い団体を「次点候補者」とする。なお、施設に応募したすべての団体が最低制限基準に満たなかった場合は再公募を行う。
- ・同点1位の場合は、その団体を対象とし、委員の多数決により決定。なおも決まらない場合は、委員長判断とする。

(委員)

評価項目7の自主事業(A型またはB型)の提案は、応募団体が記載した内容をみて委員が評価していいか。何も記載がない場合は加点なしということですか。

(事務局)

お見込みのとおり。あくまでも加点項目であり、記載がない可能性もある。その場合は加点なしということです。

(委員)

評価項目8の本市重要政策を踏まえた応募団体の取組状況については、事務局から何か評価するための材料が示されるか。

(事務局)

応募団体から提出された書類を確認し、事務局から説明するので、それを参考に評価いただきたい。

(委員)

評価基準の変更は誰が提案したのか。

(事務局)

指定管理制度は地方自治法に基づき、各自治体が条例を定め、その中でガイドラインを設定・運用している。様々な情勢や選定等で出た意見を踏まえ、柔軟に対応するため、今回ガイドラインが改定され、評価基準も変更に至った。

	<p>(委員)</p> <p>競合がなかった場合、評価点を公表しても一般の人はその評点の比較ができないが、評価点の意味はあるのか。評価点が低かった場合は改善されるのか。</p> <p>(事務局)</p> <p>運営の質を確保するために最低制限基準を設けている。競合がある場合は、評点が高い方が指定候補者、次点が次点候補者となる。</p> <p>また、団体には、選定委員会としての意見として受け止めてもらえると考えている。</p> <p>(委員)</p> <p>第三者による外部評価を団体に示すことは重要であり、評価結果を団体が受け止めることで改善につながる。今後事業者が変更になる場合も、過去の記録を踏まえて今後の対応を考える意味がある。点数の高低は委員が正しいと思う評価を行い、公表し、活用してもらう。</p> <p>(委員長)</p> <p>評点が低い団体に対して、あとから改善状況を確認するのは難しいかもしれないが、選定委員会の場で改善を求めるることは可能。そのためには、委員が事前に資料を十分に読み込み、懸念点を把握しておくことが重要。</p> <p>(委員長)</p> <p>評価基準及び審査方法について、事務局案のとおり行うということでおよしいか。</p> <p>(委員)</p> <p>異議なし。</p>
資 料 特 記 事 項	<p>1 資料</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)横浜市港北区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会委員名簿 (2)横浜市地域ケアプラザ条例等 (3)令和7年度 選定対象 (4)横浜市港北区地域ケアプラザ指定管理者選定スケジュールについて (5)指定管理者公募要項及び応募関係書類（案） (6)評価の考え方について <p>2 特記事項</p> <p>次回は、令和8年3月に開催予定。</p> <p>開催日時及び場所は後日連絡する。</p>